

資料 8

平成 26 年 10 月 30 日

第 4 回三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会

三重県子ども・少子化対策計画（仮称） 中間案（案）

目次

第1章	計画の策定にあたって	3
第1節	少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境	3
第2節	計画の位置づけ	4
第2章	計画のめざすべき社会像等	5
第1節	めざすべき社会像	5
第2節	計画推進の原則	6
第3節	計画目標	8
第3章	ライフステージ毎の取組方向	11
第1節	子ども・思春期	12
第2節	若者／結婚	16
第3節	妊娠・出産	18
第4節	子育て	19
第5節	働き方（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために）	22
第6節	県民の意識の高まり、環境の整備等（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために）	23
第4章	重点的な取組	27
第5章	計画を推進するために	57
第1節	基本的な考え方	57
第2節	庁内外の連携の確保	57
第3節	取組の進捗状況や達成度合いの把握	57
第4節	成果の報告	57

附属資料

第1章 計画の策定にあたって

第1節 少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境

平成2年の「1.57ショック」を契機に、国は少子化対策に取り組んできましたが、県の合計特殊出生率は平成16年の1.34を底に徐々に回復はしているものの、平成25年は1.49と依然として低い水準にあります。

「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人とどまっており、また、20歳代の未婚者が9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにも関わらず、50歳時の男性の未婚率が20%を超えているなど、結婚と出産について理想と現実のギャップが生じています。

人口減少社会が到来し、多くの市町が「消滅」危機にあることすら懸念される中で、自然減対策として、今、抜本的な少子化対策を強化しなければ手遅れになるという危機感があります。

一方、インターネットの普及や生活スタイルの変化などにより、子どもを取り巻く環境は以前よりも複雑かつ多様化しており、いじめや不登校、ひきこもり・ニートなども増加しています。

また、社会環境の変化を背景に、家族の在り方が多様化し、地域社会における人間関係が変容するなかで、児童虐待の相談対応件数は1,117件で過去最多となっています。

さらに、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は平成24年時点で16.3%と先進国の中でも深刻な状況となっているなど、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、平成 24（2012）年度からのおおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を踏まえて策定するもので、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連する以下の計画を一体化した計画です。

（ 1 ）少子化対策計画

平成 26 年 2 月に策定した「三重県地域少子化対策強化計画」は、平成 26 年度単年度の計画であり、国においても「少子化社会対策基本法」に基づく新たな少子化対策の「大綱」の策定に向けた検討が行われるなど、少子化対策を重要な課題として捉えていることから、少子化対策全般に関する中期的な計画として策定。

（ 2 ）次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定される都道府県行動計画

平成 26 年 4 月に改正された「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（平成 22 年度～26 年度）を改定。

（ 3 ）子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格施行されるのに向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要およびそれらの確保方策等について策定。

（ 4 ）母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画

平成 26 年 10 月に改正された「母子及び寡婦福祉法」による父子家庭に対する支援の拡充や平成 26 年 8 月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の内容等を踏まえ、「第二期三重県ひとり親等自立促進計画（平成 22 年度～26 年度）を改定。

第2章 計画のめざすべき社会像等

第1節 めざすべき社会像

本計画のなかでも特に少子化対策については、5年程度の期間で大きな成果が現れるとは考えにくいことから、長期的に取り組む必要があります。

本計画においては、おおむね10年先のめざすべき社会像を「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」として設定し、取り組んでいきます。

- ・本県の少子化対策は、結婚や子どもを持つことについての理想と現実のギャップを解消し、県民の幸福実感の向上につなげる視点で取り組むものですが、人口減少対策の視点では、主に出生数の減少による自然減への対応に資する取組です。
- ・「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」とは、県民の皆さんが、結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな要因がなくなっている状況を表しています。
 - ()例えば、若者が経済的な要因により結婚できないこと、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りすること、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を知らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気など。
- ・「すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」とは、すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況を表しています。
- ・すべての子どもが豊かに育つことのできる三重に向けては、社会的養護等も含めた「家族」の支えが必要です。「家族」のあり方はさまざまに多様化していることから、県民の皆さんに対して、行政を含む地域社会により、「家族」の形成や機能を支えるきめ細かな取組が行われている状況も表しています。

みえ県民意識調査では幸福感を判断する際にもっとも重視する項目が「家族」となっている。

第2節 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、社会の基本ユニットである家族が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する
 - ・子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を尊重し、子どもの力を信頼します。
- (2) 家族形成は当事者の判断が最優先される
 - ・結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意します。
 - ・この計画はめざすべき社会像の実現に向けて県が取り組む内容をまとめた行政としての計画であって、県民一人ひとりの価値観に踏み込むものではありません。
- (3) 人や企業、地域社会の意識を変える
 - ・妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることはないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持ちます。
 - ・取組の効果を高めるためには、子育てに対する男性や地域の意識を変えていくことや、若い社員が結婚でき、仕事と子育てとの両立が可能となるような環境整備が必要との認識を企業等に広めていくことが重要です。
- (4) 家族の特性に応じてきめ細かに支援する
 - ・家族のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行い、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていけるよう、「家族」を計画全体を貫く視点としたうえで、取り組んでいきます。
- (5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える
 - ・子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支えていきます。
 - ・三重県子ども条例においては、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとされ、県は、これらの連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとされています。

(参考) 三重県子ども条例（平成 23 年 4 月施行）抜粋

(基本理念)

第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 二 子どもの最善の利益を尊重すること。
- 三 子どもの力を信頼すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。
- 3 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

第3節 計画目標

めざすべき社会像はおおむね10年程度を目途に達成をめざすこととしていますが、取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とした上で、以下のような目標等を設定します。

(1) 総合目標

計画のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を踏まえ、計画全体を包含する目標を「総合目標」として設定します。

総合目標の項目	現状値	10年後
合計特殊出生率（県）	1.49 （平成25年）	結婚・出産の希望が叶った水準（希望出生率 ¹ 、1.84） （平成36年）
地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合 ²	56.0% （平成25年度）	67.0% （平成36年度）

1：希望出生率

- ・計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」に着目。
- ・みえ県民意識調査のデータ等をもとに、既婚者における予定子ども数と、未婚者における結婚希望割合と理想の子ども数などにより算出。

2：地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

- ・計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目。
- ・みえ県民力ビジョンで政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標で、現状値は第3回みえ県民意識調査（平成26年1月実施）の集計結果に基づく。

(2) 重点目標

様々な課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための「重点目標」を設定します。

(例)「重点的な取組6 男性の育児参画の推進」の重点目標

重点目標の項目	現状値	5年後
育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）	4.2% （平成25年度）	（検討中）

三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部）

(3) モニタリング指標

目標値は設定しないもの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

	モニタリング指標項目	現状値	関連する主な重点的な取組
1	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合 (みえ県民意識調査)	69.4% (平成25年度)	(計画全体)
2	ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じる子どもの割合(県、キッズモニター)	89.9%(速報値) (平成26年度)	(計画全体)
3	平均初婚年齢(県) (厚生労働省「人口動態統計特殊報告」)	男性 30.3 歳 女性 28.6 歳 (平成24年)	1 ライフプラン教育の推進 3 出逢いの支援
4	出生児の母の平均年齢(第1子、県) (厚生労働省「人口動態統計」)	29.7 歳 (平成24年)	1 ライフプラン教育の推進
5	25歳～34歳の不本意非正規社員割合(国) (総務省「労働力調査」)	30.3% (平成25年度)	2 若者の雇用対策
6	婚姻件数(県) (厚労省 人口動態統計)	8,844 件 (平成25年)	3 出逢いの支援
7	労働者からのマタハラ関連の相談件数 (県)(三重労働局雇用均等室)	40 件 (平成25年度)	5 企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援
8	妊娠届出時等に市町と医療機関が情報提供等の連携をした件数(県)	調査中	7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
9	不妊専門相談センターへの相談件数(県)	285 件 (平成25年度)	8 不妊で悩む家族への支援
10	周産期死亡率(出産1000対)(県)	4.1(平成25年)	9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援
11	保育士の勤続年数(県)	9年2か月 (平成25年)	10 保育・放課後児童対策の充実と子育て家庭の支援
12	母子・父子福祉センター新規求人件数(県)	9 件 (平成25年度)	11 子どもの貧困対策
13	児童虐待相談対応件数(県)	1,117 件 (平成25年度)	12 児童虐待の防止
14	要保護児童数(県)	504 人 (平成26年3月)	13 社会的養護の推進
15	子どもの発達障がい等に関する相談件数(県)	577 件 (平成25年度)	14 発達支援が必要な子どもへの対応
16	生涯未婚率(県)(国立社会保障人口問題研究所「人口統計資料集」)	男性 16.29% 女性 7.09% (平成22年)	3 出逢いの支援
17	30～34歳女性の就業率(県) (総務省 就業構造基本調査)	69.1% (平成24年)	4 子育て期女性の就労に関する支援
18	男性の家事・育児時間(県) (総務省「社会生活基本調査」)	45 分 (平成23年)	6 男性の育児参画の推進

「16 生涯未婚率」、「17 30～34歳女性の就業率」、「18 男性の家事・育児時間」は5年毎のデータ。

第3章 ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けては、以下のとおり、「子ども・思春期」「若者/結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに加え、「働き方」や「県民の意識の高まり、環境の整備等」などをあわせ、切れ目のない支援が必要です。

ライフステージ毎に洗い出した課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

第1節 子ども・思 春期	(1) ライフプラン教育の推進 重点的な取組 1 (2) 子どもの貧困対策 重点的な取組 1 1 (3) 児童虐待の防止 重点的な取組 7 及び重点的な取組 1 2 (4) 社会的養護の推進 重点的な取組 1 3 (5) 子どもの育ちを支える取組の推進 (6) 不登校やいじめ等への対応 (7) 健全育成の推進 (8) 困難を有する子ども・若者への支援(再掲)
第2節 若者/結婚	(1) ライフプラン教育の推進(再掲) 重点的な取組 1 (2) 若者の雇用対策 重点的な取組 2 (3) 出逢いの支援 重点的な取組 3 (4) 困難を有する若者への支援 (5) 自殺対策
第3節 妊娠・出産	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 重点的な取組 7 (2) 不妊に悩む家族への支援 重点的な取組 8 (3) 周産期医療体制の充実 重点的な取組 9
第4節 子育て	(1) 男性の育児参画の推進 重点的な取組 6 (2) 幼児教育・保育、地域子育ての総合的な推進 重点的な取組 1 0 (3) 病児・病後児保育の充実 重点的な取組 1 0 (4) 小児医療の充実 (5) 在宅での療育・療養支援 重点的な取組 9 (6) ひとり親家庭等の自立促進 (子どもの貧困対策として)重点的な取組 1 1 (7) 障がい児施策の充実 (発達支援が必要な子どもへの対応について) 重点的な取組 1 4
第5節 働き方	(1) 子育て期女性の就労に関する支援 重点的な取組 4 (2) 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進 重点的な取組 5 (3) マタニティ・パタニティハラスメントのない職場づくり 重点的な取組 5
第6節 県民の意識 の高まり、 環境の整備 等	(1) 県民の意識の高まり、様々な主体による取組の促進 (2) 安全・安心のまちづくり等環境整備 (3) 安全で安心な情報環境の整備

第1節 子ども・思春期

(1) ライフプラン教育の推進

核家族化が進行し、地域の絆が薄れる中、子どもが、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。

また、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい知識を知らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わない方もいます。

 「重点的な取組1 ライフプラン教育の推進」として重点的に取り組みます。

(2) 子どもの貧困対策

全国の子どもの貧困率は平成24年時点で16.3%、そのうち、大人が1人のひとり親家庭における貧困率は54.6%と過去最悪となっています。

また、生活保護受給世帯の中学生の高校進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあるなど、いわゆる「貧困の連鎖」が存在します。

 「重点的な取組1-1 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

(3) 児童虐待の防止

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成25年度に1,117件となり、過去最高件数となっています。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。

さらに、母親の悩みや孤立感が、第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘もあります。

 「重点的な取組7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」及び「重点的な取組1-2 児童虐待の防止」として重点的に取り組みます。

(4) 社会的養護の推進

虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により社会的養護が必要な子どもが増加している中、そうした子どもに「あたりまえの生活」を保障するための、里親やファミリーホームといった家庭的な養護体制が十分ではありません。

 「重点的な取組1-3 社会的養護の推進」として重点的に取り組みます。

(5) 子どもの育ちを支える取組の推進

現状と課題

県は平成 23 年 4 月に「三重県子ども条例」を施行し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざし、取組を進めています。

一方で、核家族化の進行や地域の絆が薄れる中、子どもの成長を見守り、子育てを支えるための、家族や地域社会がこれまで担ってきた機能が弱くなっています。

子ども豊かに育つためにも、自分が丸ごと大人に受け止められ、認められたと実感する経験を通して自己肯定感を高めていくことが大切です。

また、子どもの頃に自然体験が豊富な人ほど、大人になって「最後までやり遂げたい」という意思が強く、「もっと深く学びたい」という意欲も強いという調査結果もあります。

子どもが、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができるよう、家庭や学校をはじめ、地域社会での経験や人とのかかわりを通じて、多様な価値観に触れる機会が多く設けられるよう進めていくことが必要です。

5 年後のめざす姿

子どもの権利について、子ども自身や県民が学ぶ機会が提供され、理解が進むとともに、子どもに係る施策について、子どもの意見表明や参加の機会が提供され、子どもの意見が尊重され、子どもの主体的な活動が支援されています。

また、子どもの育ちを見守り、支える人材の育成が進み、子どもに関わる団体や市町の活動を促進する環境が整備されているとともに、子育て家庭を支援する取組が様々な主体により各地で行われています。

主な取組内容

市町をはじめ、様々な主体と連携して、三重県子ども条例の趣旨や子どもの権利等を学ぶ機会、子どもの意見を表明する機会や子どもが様々な活動に参加できる機会などを提供するとともに、子どもからの相談に対応する窓口を設置します。【健康福祉部子ども・家庭局】

子どもの意見が県の取組に反映されるほか、市町など様々な主体が行う取組に反映されるよう働きかけます。【健康福祉部子ども・家庭局】

子どもの育ちや子育て家庭を支える人材・団体を育成します。【健康福祉部子ども・家庭局】

企業やNPO、行政など地域社会の様々な主体が連携して、子どもの育ちや子育て家庭を支援する取組を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(6) 不登校やいじめ等への対応

現状と課題

10代の自殺率はほぼ横ばいで推移しています。スクールカウンセラーの配置は公立中学では100%になったものの、引き続き、小学校への配置を進め、不登校やいじめ等の問題行動等様々な課題に対応するための学校での相談体制の充実が必要です。

また、家庭的な要因が背景にあるなど学校だけでは解決が難しいケースについては、関係機関との連携が必要です。

5年後のめざす姿

不登校やいじめ等の問題行動等への未然防止や早期対応が図られるとともに、家庭的な要因が背景にあるケースについて、スクールソーシャルワーカーが地域の資源を活かし、学校と関係機関とが連携して支援が図られています。

主な取組内容

スクールカウンセラーの中学校区配置を進めるなど、小中学校の連携を図り、教育相談体制をさらに充実します。【教育委員会】

スクールソーシャルワーカーの派遣拡充を進めることにより、地域の資源を活かした学校と関係機関の連携の一層の強化を図ります。【教育委員会】

(7) 健全育成の推進

現状と課題

いわゆる「非行少年」は減少傾向にあるものの、少年による凶悪事件の発生や、犯罪の被害に遭う少年が後を絶たないことから、学校等関係機関・団体と連携し、少年の健全育成に向けた対策を推進する必要があります。

また、少年が自己実現を図るための居場所づくりも必要となっています。

薬物乱用防止について、平成24年度に外部機関と連携した薬物乱用防止に関する取組を実施した中学校は79.8%、高校は100%となっていますが、近年、危険ドラッグが原因とされる事件が顕著になっており、児童生徒への啓発や指導の継続が必要です。

5年後のめざす姿

問題を抱える少年が立ち直り、地域社会における少年を見守る機運が醸成され、薬物乱用も含めた非行少年を生まない社会づくりが進んでいます。

主な取組内容

学校等関係機関や、少年警察ボランティア等と連携し、少年が自己実現を図れるための「居場所づくり」活動等を通じた立ち直りを図るほか、非行防止（薬物乱用防止）教室を開催し、規範意識の向上に努めます。【警察本部】
スクールサポーターは警察と学校の橋渡し役として、巡回活動、相談活動、問題行動等への対応、児童の安全確保に関する助言を行い、少年の非行等の防止に努めます。【警察本部】

薬物乱用教室等あらゆる機会を活用し、危険ドラッグを始めとする薬物の悪質性や危険性についての正しい理解の周知徹底に向けた広報啓発を推進します。【警察本部】

市町と連携して、子どもの育ちや青少年の健全育成に関するサポートをする方が子育て支援の現場で活躍されるよう取組を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

（８）困難を有する子ども・若者への支援（再掲）



第２節「若者／結婚」において記載します。

第2節 若者 / 結婚

(1) ライフプラン教育の推進

 第1節子ども・思春期における「ライフプラン教育の推進」及び「重点的な取組1 ライフプラン教育の推進」に記載しています。

(2) 若者の雇用対策

平成25年度の厚生労働白書によると、非正規雇用で働く30歳から34歳までの男性の既婚率は28.5%で、正規雇用の59.3%より大幅に低く、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たない状況にあります。また、みえ県民意識調査では、男性の4割を超える方が結婚していない理由として「収入が少ない」を挙げています。

 「重点的な取組2 若者の雇用対策」として重点的に取り組みます。

(3) 出逢いの支援

みえ県民意識調査の結果によると、20歳代の未婚者で9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答している一方で、生涯未婚率は上昇し、平均初婚年齢も高くなってきています。また、みえ県民意識調査では、「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」の割合が高くなっていきます。

 「重点的な取組3 出逢いの支援」として重点的に取り組みます。

(4) 困難を有する子ども・若者への支援

現状と課題

厚生労働省が平成22年に策定した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によれば、ひきこもり状態にある家族がいる世帯は全国で約26万世帯とされており、本県でも多くのひきこもり世帯があると推測されます。

ひきこもりの問題を抱える若者やその家族が、必要な相談を受けたり居場所などの社会資源につながる事が難しいとの指摘があります。

また、学校段階で様々な支援を行っても、卒業後に支援が途切れ社会生活で困難を抱えた状態となってしまう課題や、青年期から成人期への移行が長期化しており、青年期の支援についても初期段階で重点的に行われることが重要であるとの指摘があります。子ども・若者の乳幼児期から学童期、思春期、青年期といった人生初期のライフサイクルにおいて、教育・福祉を中心に様々な領域の多くの機関・団体が重層的に子ども・若者を見守り、育てる機能を果たす必要があります。

子供・若者が抱えている問題は、生まれてから現在に至るまで成育環境や成育史における様々な問題が複合しており、例えば、非行少年については、家庭における虐待や貧困、低学力、発達障害、学校不適応、不就業といった問題を複合的に抱えていることが、いじめの加害者については、成育環境の問題や認知的な偏りなどが問題行動の背景となっている場合も多いことが指摘されていることから、子供・若者本人の表面的な状態に対処するのみならず、その背景にある成育環境の問題にアプローチし、支援する必要がある。

5年後のめざす姿

困難を有する子ども・若者の情報を共有し、連携して対応や支援が行えるよう関係団体間を結ぶネットワークが構築されるとともに、ひきこもりの問題を抱える若者やその家族が孤立することなく、必要な支援に結びつくことができます。

主な取組内容

ひきこもり支援に必要なスキル向上のための研修会や家族教室等の学びの場を提供します。【健康福祉部】

困難を有する子ども・若者やその家族を支援するため、教育・就業・福祉・精神保健など多分野の支援機関による連携体制の構築を促進します。【健康福祉部】

困難を有する子ども・若者やその家族に対する相談機能を確保するとともに、必要な情報が得られるよう支援するほか、地域における支援の輪が広がるよう啓発活動を行います。【健康福祉部】

(5) 自殺対策

現状と課題

本県の20歳から39歳までの各年齢階級において、自殺が死因の第1位となっています。特に20歳から24歳では死因の約半数を自殺が占めています。

平成24年度に行った三重県自殺企図者支援実態調査において、若年層の自殺企図者が5割を上回っています。

5年後のめざす姿

家庭、学校、地域など身近な場所で必要な支援を受けられる環境があり、若年層が、問題に直面した際に周囲に必要な援助を求めることができます。

主な取組内容

第2次三重県自殺対策行動計画に基づく取組を推進します。【健康福祉部】

学校等と連携して生徒への精神保健授業や教職員及び保護者への啓発などを実施します。【健康福祉部】

自殺企図した若者やその家族を地域で支援するため、関係機関の職員を対象にした研修会を行う等、支援体制の整備を図ります。【健康福祉部】

若者のメンタルヘルスに関する相談窓口や社会資源等の情報提供を行います。【健康福祉部】

第3節 妊娠・出産

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

核家族化や少子化等の進展に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階の産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘があります。

一方で、現在行われている市町母子保健事業のなかでもっとも手薄となっている時期が産院から退院して直後のケア体制となっています。29市町で乳児家庭全戸訪問事業を実施していますが、その後のフォローを行う養育支援訪問事業の実施に至っていない市町もあります、

 「重点的な取組7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」として重点的に取り組みます。

(2) 不妊に悩む家族への支援

晩婚化の進展や子どもを持つと考える時期が高齢化していることなどから、妊娠の希望が叶わずに悩む夫婦が増え、不妊治療を希望する方が増加しています。

不妊や不育症に悩む夫婦は、その治療にあたって経済的な負担を強いられるとともに、精神的にも不安を抱えていることが多くなっています。

 「重点的な取組8 不妊に悩む家族への支援」として重点的に取り組みます。

(3) 周産期医療体制の充実

周産期医療に従事する産婦・婦人科医、小児科医が不足しており、その確保が必要です。また、晩婚化や出産年齢の高齢化などにより、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊産婦や低出生体重児(出生時の体重が2,500グラム未満の新生児)に対する医療需要が増大しています。

 「重点的な取組9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」として重点的に取り組みます。

第4節 子育て

(1) 男性の育児参画の推進

本県の男性の多くは父親も育児に関わるべきと考えていますが、長時間労働等により男性の育児参画は十分に進んでおらず、地域の絆の希薄化や核家族化が進む中で、結果として、母親の育児に関する負担感は依然として改善されていません。

また、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果があります。そのほか、子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果もあり、子どもの生き抜く力を育てる推進役としても、男性の積極的な育児参画が必要との指摘があります。

 「重点的な取組6 男性の育児参画の推進」として重点的に取り組みます。

(2) 幼児教育・保育、地域子育ての総合的な推進

急速な少子化の進行や、共働き世帯等の増加などライフスタイルの変化とともに、家庭の養育力の低下や地域の人と人とのつながりも希薄化し、子育てに関するニーズが多様化してきています。

また、子どもが小学校に入学すると、預け先が確保できないなどの理由から、子どもが小学生になるのを機に働き方を見直したりせざるを得ない、いわゆる「小1の壁」といわれる現象も発生しています。

そのほか、行政だけでなく、多様な主体による子どもの育ちや子育て家庭を応援する取組が広がることを期待されています。

 「重点的な取組10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として重点的に取り組みます。

附属資料として子ども・子育て支援事業支援計画に関する詳細な資料を添付します。

(3) 病児・病後児保育の充実

病児・病後児保育に取り組む地域は平成26年度上半期で18市町、また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かり事業は10市町、両方合わせると20市町となりますが、県内全域で病児・病後児保育が実施されている状況にはありません。

 「重点的な取組10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として重点的に取り組みます。

(4) 小児医療の充実

現状と課題

子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるよう小児医療の充実が求められていますが、人口 10 万人あたりの小児科医師数は全国平均を下回っており、周産期医療を担う人材の確保と育成を進めていく必要があります。

また、救急医療のかかり方やかかりつけ医への早期受診等、保護者の理解をより深め、適切な受診行動がとれるよう啓発が必要であり、小児救急に関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。

5年後のめざす姿

普段からかかりつけ医を持ち、家庭でできる応急手当や病気に関する正しい知識を得られるような環境が整うとともに、限りある医療資源を有効に活用し、適切な小児医療が提供されています。

主な取組内容

小児医療を担う人材の育成・確保に取り組みます。【健康福祉部医療対策局】
小児医療に関する情報提供を行います。【健康福祉部医療対策局】

(5) 在宅での療育・療養支援

医療の高度化により救われる命が増えている中で、安心して子育てができるよう、長期入院を要する小児の在宅移行への支援や、医療的ケアが必要な子どもの在宅での療育・療養支援体制の整備が求められています。

 「重点的な取組 9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」として重点的に取り組みます。

(6) ひとり親家庭等の自立促進

全国の大人が 1 人のひとり親家庭における「子どもの貧困率」は平成 24 年時点で 54.6%と過去最悪となっています。

 「重点的な取組 11 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

(7) 障がい児施策の充実

現状と課題

障がい児とその家族が、地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた途切れない支援や関係者間のスムーズな連携による支援が求められています。

5年後のめざす姿

障がい児の個々のニーズに応じた丁寧な支援体制が、地域における関係機関の連携により構築され、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」が保障されています。

主な取組内容

現在策定中の「次期みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成27年度~平成29年度)に基づき、取組を進めます。【関係部局】

〔発達支援が必要な子どもへの対応について〕

発達が気になる子どもの割合は増加傾向にあり、社会における発達障がいに対する認識度の高まりを受けて、発達障がい児等への支援ニーズが高まっています。

 「重点的な取組14 発達支援が必要な子どもへの対応」として重点的に取り組めます。

第5節 働き方（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために）

（1）子育て期女性の就労に関する支援

日本の女性の就業率は30歳代の出産・育児期に低下しますが、「みえ県民意識調査」によると、20～30歳代の専業主婦等の90%以上が就労を希望しています。また、仕事と子育ての両立がしやすい環境にあるならば「子どもができて、ずっと働く方がよい」と考える方の割合が多くなっています。さらに、女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率が高い傾向にあるという指摘もあります。

 「重点的な取組4 子育て期女性の就労に関する支援」として重点的に取り組みます。

（2）長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進

県内において、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む企業は年々増加しているものの、いまだ3割前後にとどまり、企業規模が小さいほど取組が弱い傾向となっています。

 「重点的な取組5 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」として重点的に取り組みます。

（3）マタニティ・パタニティハラスメントのない職場づくり

いまだに第1子の出産を機に約6割の女性が退職しており、4人に1人は、職場に両立を支援する雰囲気がないことや勤務時間の問題など「仕事と育児の両立が難しいこと」を理由に挙げています。

また、出産経験がある働く女性の4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している現状もあります。

 「重点的な取組5 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」として重点的に取り組みます。

第6節 県民の意識の高まり、環境の整備等

(ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために)

(1) 県民の意識の高まり、様々な主体による取組の促進

現状と課題

結婚や子どもを持つことについての理想と現実のギャップの解消に向けては、行政はもちろんのこと、県民の皆さんや企業、関係機関等の間で、少子化等の現状について危機感を共有し、対策の必要性について広く認識することが重要です。

また、既に少子化対策に資する取組や子育て支援等を行っている地域の活動団体等は数多くありますが、団体等における情報共有や連携は十分に行われているとは言えない状況にあることから、多様な主体の参画を得るためにもさらなる連携を図る必要があります。

5年後のめざす姿

多様な主体が少子化等に対する危機感、及び少子化対策や子どもの育ち、子育て家庭を応援する取組の必要性の認識を共有し、相互に連携しながらそれぞれの取組を継続、強化しています。

主な取組内容

多様な主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」における意見交換や情報発信を促進します。【健康福祉部子ども・家庭局】

子どもがいきいきと育ち、家庭が子育てに喜びを感じられるような社会の実現をめざして設置された「みえ次世代育成応援ネットワーク」をはじめ、地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する団体や企業を増やし、活発に活動されるような環境づくりを進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

みえの育児男子プロジェクト(重点的な取組6参照)の展開等により、企業をはじめとする意識の改革を促します。【健康福祉部子ども・家庭局】

11県で構成している「子育て同盟」における連携事業の実施など、他県と連携した取組を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

子どもに関する相談ができたり、子どもと遊べる場所やイベント情報を含め、分かりやすいウェブサイトの活用などにより、少子化対策等に関する情報提供を強化します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(2) 安全・安心のまちづくり等環境整備

現状と課題

安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整えることが求められています。

良好な治安が保たれ、県民が安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整備するためには、地域住民による防犯ボランティア活動が極めて重要であり、関係機関、団体が連携を強化し、犯罪被害から子どもを守る活動を強化することが必要です。

また、安全で安心して子育てできる環境が脅かされている現状にある、子ども達や高齢者等交通弱者が安心して生活できる環境が必要です。

さらに、子どもを含む自転車利用者や歩行者等、道路利用者の交通マナーが悪いことから、交通安全教育等を通じた遵法意識の醸成を図る必要があります。

加えて、ユニバーサルデザインの観点から、子どもや妊産婦、子育て中の方に対する配慮や支援を強化する必要があります。

5年後のめざす姿

地域住民の自主的な防犯活動を支援し、その活動を活性化・定着化させることにより、犯罪が減少し、県民が安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境が整うとともに、県内全域において、犯罪被害から子どもを守る活動の取組がなされています。

また、交通ルール遵守機運の醸成による、道路利用者が主体となった安全・安心な交通環境の構築等により、安心して子育てができ、買い物等生活できる地域コミュニティが再形成されています。

さらに、子どもや妊産婦、子育て中の方にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいます。

主な取組内容

防犯ボランティア団体を始めとする地域社会を支える様々な主体による子どもの見守り活動や自治体等による治安インフラの整備・拡充を促進することにより、犯罪を発生させない環境づくりを推進します。【警察本部】

通学路を始めとした生活道路等において道路交通環境の整備を推進し、安全性の向上を図ります。【警察本部】

街頭での幼児・児童に対する交通安全教育及び保護・誘導活動を推進するとともに、参加・体験・実践型の安全教育推進により乗車用ヘルメット着用とシートベルト・チャイルドシートの安全利用を促進します。【警察本部】

現在策定中の「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（平成27年度から平成30年度）に基づき、子どもや妊産婦、子育て中の方に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。【関係部局】

(3) 安全で安心な情報環境の整備

現状と課題

スマートフォンを始めとする新たな情報機器やサービスが子供・若者間で急速に普及・浸透しており、「スマホへの利用依存」や、いわゆる「スマホ子守り」の問題も指摘されているほか、インターネット上でのいじめ等のトラブルが発生しており、情報モラルの低下や基本的な生活習慣への影響が懸念される状況にあります。インターネット空間には、子どもにとって有害な情報も氾濫し、またコミュニティサイトの誤った利用をきっかけとする子どもの犯罪被害も多発しているほか、インターネットに接続可能なゲーム機の普及により、低年齢の子どもでも保護者の知らない間にインターネット環境にさらされている状況があります。

不安を感じる犯罪について「インターネット利用犯罪」が「空き巣等の侵入犯罪」に次いで2位に、犯罪に遭う危険を感じる場所には「路上」「繁華街」に次いで「インターネット空間」が第3位に位置づけされるなど、インターネット空間の危険性が県民に身近で不安を感じる要因となっています。(三重県の治安に関するアンケート)

5年後のめざす姿

子どもや若者が安全に安心してインターネットを利用し、スマートフォン等の利用依存にならないよう対策が講じられるとともに、ウェブサイト等から違法・有害情報等が削除され、安全で安心なインターネット空間が確保されています。

主な取組内容

子どもや若者が使用する携帯電話端末等に対して、保護者等によるフィルタリング利用の徹底を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

三重県青少年健全者育成条例に基づき、携帯電話取扱店や書店等への立ち入り調査を実施し、子どもや若者が違法・有害情報に触れないように、適切な指導を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

子ども・若者に対する安全・安心なインターネット利用の啓発を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

家庭や学校からのネット被害の相談に対して、問題の早期解決を図るため、関係機関と連携した取組を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】

サイバー犯罪の取締りやインターネット空間の浄化活動を行うサイバーパトロールを実施します。【警察本部】

